

改正案	現行
<p>（申請書に添付する書類）</p> <p>第六条 法第五条第二項の書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者にあつては、次に掲げる事項に関し、輸送の安全を確保するために、その者が行う投資の内容を定めた計画（以下「安全投資計画」という。）を記載した書類</p> <p>イ 輸送に係る安全管理体制の確保に関する事項</p> <p>ロ 事業用自動車の取得並びに点検及び整備に関する事項</p> <p>ハ その他投資の内容として必要な事項</p> <p>六 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者にあつては、安全投資計画に従つて事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有することを証する事業収支見積を記載した書類</p> <p>七〜十二 （略）</p> <p>2 法第八条第一項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新を受けようとする者は、前項第二号及び第八号から第十一号までに掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>3 法第四条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限つて運転しようとする場合には、第一項第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>4 （略） （事業の管理の受委託の許可申請）</p>	<p>（申請書に添付する書類）</p> <p>第六条 法第五条第二項の書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五〜十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第四条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限つて運転しようとする場合には、前項第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>3 （略） （事業の管理の受委託の許可申請）</p>

第二十一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 受託者が現に一般旅客自動車運送事業を営業者でないときは、第六条第一項第八号から第十一号までのいずれかに規定する書類

四 (略)

(事業の譲渡及び譲受の認可申請)

第二十二條 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 譲受人が現に一般旅客自動車運送事業を営業者でないときは、第六条第一項第八号から第十一号までのいずれかに規定する書類

四 (略)

3 (略)

(法人の合併又は分割の認可申請)

第二十三條 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般乗合旅客自動車運送事業等を承継する法人が現に一般旅客自動車運送事業を営業者でないときは、第六条第一項第八号又は第九号に規定する書類

四 (略)

3 (略)

(申請書に添付する書類)

第二十八條 法第四十三條第四項で準用する法第五條第二項の国土交通

第二十一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 受託者が現に一般旅客自動車運送事業を営業者でないときは、第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号に規定する書類

四 (略)

(事業の譲渡及び譲受の認可申請)

第二十二條 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 譲受人が現に一般旅客自動車運送事業を営業者でないときは、第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号に規定する書類

四 (略)

3 (略)

(法人の合併又は分割の認可申請)

第二十三條 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般乗合旅客自動車運送事業等を承継する法人が現に一般旅客自動車運送事業を営業者でないときは、第六条第一項第六号又は第七号に規定する書類

四 (略)

3 (略)

(申請書に添付する書類)

第二十八條 法第四十三條第四項で準用する法第五條第二項の国土交通

省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第三号、第四号、第八号（ロを除く。）、第九号、第十号（ロを除く。）、第十一号（イを除く。）及び第十二号に掲げる書類

二・三（略）

（管理の委託の届出等）

第三十三条（略）

256（略）

7 第一項から第五項までの規定によりそれぞれ第二十一条から第二十五条までの規定を準用する場合において、第二十一条第一項第三号、第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第一号及び第二十四条第一項第三号中「事業の種類及び路線又は営業区域」とあるのは「路線又は営業区域」と、第二十一条第二項第三号及び第二十二条第二項第三号中「第六条第一項第八号から第十一号までのいずれか」とあるのは「第六条第一項第八号（ロを除く。）、第九号、第十号（ロを除く。）」又は第十一号（イを除く。）」と、第二十三条第二項第三号中「第六条第一項第八号」とあるのは「第六条第一項第八号（ロを除く。）」と、第二十四条第二号中「履歴書及び資産目録」とあるのは「履歴書」と読み替えるものとする。

省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第三号、第四号、第六号（ロを除く。）、第七号、第八号（ロを除く。）、第九号（イを除く。）及び第十号に掲げる書類

二・三（略）

（管理の委託の届出等）

第三十三条（略）

256（略）

7 第一項から第五項までの規定によりそれぞれ第二十一条から第二十五条までの規定を準用する場合において、第二十一条第一項第三号、第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第一号及び第二十四条第一項第三号中「事業の種類及び路線又は営業区域」とあるのは「路線又は営業区域」と、第二十一条第二項第三号及び第二十二条第二項第三号中「第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号」とあるのは「第六条第一項第六号（ロを除く。）、第七号、第八号（ロを除く。）」又は第九号（イを除く。）」と、第二十三条第二項第三号中「第六条第一項第六号」とあるのは「第六条第一項第六号（ロを除く。）」と、第二十四条第二号中「履歴書及び資産目録」とあるのは「履歴書」と読み替えるものとする。

○ 道路交通事業抵当法施行規則（昭和二十七年運輸省・建設省令第五号）（抄）

改正案	現行
<p>（事業承継の届出） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 買受人が現に一般旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、自動車道事業、自動車ターミナル事業又は第二種貨物利用運送事業を経営する者でないときは、それぞれ道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）<u>第六条第一項第八号、第九号、第十号若しくは第十一号に規定する書類、貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第六号、第七号若しくは第八号に規定する書類、自動車道事業規則（昭和二十六年運輸、建設省令第二号）第四条第二項第九号、第十号、第十一号若しくは第十二号に規定する書類、自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第一条第一項第四号、第五号若しくは第六号に規定する書類又は貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十九条第一項第四号、第五号若しくは第六号に規定する書類</u></p> <p>三・四（略）</p>	<p>（事業承継の届出） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 買受人が現に一般旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、自動車道事業、自動車ターミナル事業又は第二種貨物利用運送事業を経営する者でないときは、それぞれ道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）<u>第六条第一項第六号、第七号、第八号若しくは第九号に規定する書類、貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第六号、第七号若しくは第八号に規定する書類、自動車道事業規則（昭和二十六年運輸、建設省令第二号）第四条第二項第九号、第十号、第十一号若しくは第十二号に規定する書類、自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第一条第一項第四号、第五号若しくは第六号に規定する書類又は貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十九条第一項第四号、第五号若しくは第六号に規定する書類</u></p> <p>三・四（略）</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(道路運送法の一部を改正する法律附則第三条第二項の国土交通省令で定める期間)

第二条 道路運送法の一部を改正する法律附則第三条第二項の国土交通省令で定める期間は、平成二十九年四月一日から次の表の上欄に掲げる期間の同法附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第四条第一項の許可があった日に応ずる日（応ずる日がない場合にあつては、その前日）までの期間とし、その適用は、同表の中欄に掲げる当該許可があつた年の西暦年数の一位及び同表の下欄に掲げる当該許可があつた日に応じてするものとする。

期間	旧法第四条第一項の許可があつた年の西暦年数の一位	旧法第四条第一項の許可があつた日
平成二十九年四月一日から同年十二月三十一日まで	二又は七	四月一日から十二月三十一日まで
平成三十年一月一日から同年十二月三十一日まで	三又は八	一月一日から十二月三十一日まで
平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	四又は九	一月一日から十二月三十一日まで
平成三十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	五又は零	一月一日から十二月三十一日まで
平成三十三年一月一日から同年十二月三十一日まで	一又は六	一月一日から十二月三十一日まで
平成三十四年一月一日から同年三月三十一日まで	二又は七	一月一日から三月三十一日まで